

平成 29 年 4 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 29 年 4 月 20 日（金）午後 1 時 30 分～
場所	さぬき市役所 3 階 301・302 会議室 議事録署名委員の指名について
日程第 1	諸報告
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について（会長提出議案第 1 号～第 7 号）
日程第 3	非農地証明願について（会長提出議案第 8 号～第 9 号）
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について（会長提出議案第 10 号～第 16 号）
日程第 5	農地法第 5 条に基づく申請審議について（会長提出議案第 17 号～第 31 号）
日程第 6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第 32 号） 農用地利用配分計画について（会長提出議案追加第 1 号）
日程第 7	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第 33 号）
日程第 8	その他
出席委員	1 塚原信雄 2 佐藤恭一 3 松岡 勝 4 新田秀雄 5 半田祐規 6 小川義洋 7 芳竹和政 8 石川智治 9 山根義夫 10 小松啓一 11 山津敬治 12 蓮井ツ子 13 行梅義照 14 楠 豊 15 菊川仁美 16 真部徳夫 17 砂川喜久男 18 小林憲一 20 近藤 勉 21 大山博美 22 山田茂樹 23 田中好秋 24 蓮池秋男 25 鈴木登美雄 26 田中健次郎 27 廣瀬良一 28 有馬 守 29 大塚ノ子 30 植松文士 31 真部 茂 32 村瀬 昭 33 笠井修一 34 十川隆行 35 寒川 巧（第 3 小委員長） 36 岩崎治樹（会長職務代理者） 37 松原俊幸（会長）
欠席委員	19 野崎正博
事務局	藤井浩局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 佐藤仁美副主幹
傍聴者	無
※参考	平成 29 年 4 月 11 日（火）さぬき市農業委員会小委員会

事務局	62才です。
小林委員	年齢で80才とか高齢の方がいる場合があるので、農業を続けられるのか気になったので聞きました。
議長（会長）	他にありませんか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号を除く議案第2号から第7号につきましてお諮りします。議案第1号を除く議案第2号から第7号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号を除く議案第2号から第7号を原案の通り認めることと致します。 続きまして、楠委員の関係議案である議案第1号の審議に入りますので、楠委員の退席を求めます。
楠委員	（楠委員退席）
議長（会長）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案第1号でございます。地区番号は●、受付年月日は平成29年4月3日、譲渡人で●●●●●●●●●●の●●●●●●様、譲受人で●●●●●●●●の●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●外2筆でございます。台帳地目現況地目ともに田でございます。地積は、3筆1,471㎡でございます。譲渡人の申請事由は、●●●●●●でございます。譲受人の申請事由は、●●●●●●●●●●、権利は●●●●●●●●●●、経営面積は26,690.96㎡、受人従事数は3人でございます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。本議案につきましても、先日の小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。
寒川巧委員長	この案件については、借りている農地を今回取得するという事なので、問題ないと第3小委員会では判断しております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。議案第1号につきまして、質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

全委員 「なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号を原案の通り認めることと致します。退席されている楠委員の再入場を認めます。

楠委員 （楠委員再入場）

議長（会長） 続きまして、日程第3非農地証明願について。会長提出議案第8号及び第9号を議題とし、一括上程致します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の4ページ目をご覧頂きたいと思います。今回の非農地証明の案件は2件ございまして、面積にして145.99㎡の2筆ございます。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第8号。地区番号●、受付年月日が平成29年4月3日、申請人は●●●●●●●●●●の●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●でございます。台帳地目は畑、現況地目は山林です。地籍は、142㎡でございます。申請理由は、昭和55年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したものでございます。お手元の資料を用意しております資料1ページ目からご覧いただきたいと思いますが場所の方でございます。さぬき市●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から南東は約850m、●●の北側に位置します。申請地は、先代からの相続による取得で、当該地は、不整形地で管理難、借り手不在となり、隣接山林とともに、雑木・竹林等が覆い茂り自然潰廃し農地としては復旧困難となったものです。現況の写真が2ページ目をご覧いただきたいと思いますが、農地の復旧が困難ということが目視できるかと思えます。

続きまして、会長提出議案第9号でございますが、地区番号●、受付年月日が平成29年4月3日、申請人は●●●●●●●●●●の●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目は田、現況地目は道路、地積は3.99㎡、申請理由と致しまして、農地の耕作・保全・利用のために必要な進入路に供しているためです。お手元の資料の3ページ目から4ページ目をご覧いただきたいと思いますが、3ページ目の左側に場所をお付けしておりますが、さぬき市●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から北西へ約580mに位置します。

当該地は、申請者所有農地一体の縁辺地であり、昭和60年頃から農作業の利

便性の向上を図るために農道を拡幅し今日に至っているものです。今般、農地法の適用を受けない土地として改めて申請されたものです。お手元の資料の4ページ目をご覧ください。今回の申請地が確認できるかと思えます。
以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案につきましては先日小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川巧委員長 第8号ですが、周りが山林・竹林となっており、止むを得ないとなりました。第9号については、農道を拡幅して、農地への進入をよくしていました。2件とも問題ないと第3小委員会では判断しております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 小委員長の報告が終わりました。議案第8号及び第9号につきまして質疑等がございましたら発言を認めます。

全委員 「なし。」との声あり。

議長（会長） それでは議案第8号及び第9号につきましてお諮りします。議案第8号及び第9号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号及び第9号を原案の通り認めることと致します。続きまして、日程第4農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号から第16号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の申請につきましては7件ありましたが、第12号の1件取り下げがありましたので、今回の案件は6件です。面積に致しまして3,609㎡の10筆ございます。それでは、個別案件についてご説明をさせていただきます。
会長提出議案第10号、地区番号●、受付年月日平成29年4月3日、申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳田、現況宅地、地積209㎡でございます。転用目的は●●●●●●でございます。建築面積が340.37㎡、工事着完年月日が昭和43年1月10日から同年8月4日で、農地区分は第3種農地と判断し無断転用の是正で併せ利用地がございます。お手元の資料の5ページ目から6ページ目をご覧ください。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●●●から南へ約220m、●●●●北側に位置し、申請地の隣接は田、宅地及び市道に隣接しております。お手元の資料の6ページ目をご覧ください。こちらに土地利用計画図及び横断面図に記載されています。

用目的は●●●●●●●●で、工事着完予定年月日が平成29年6月15日から同年11月30日、農地区分は第3種農地と判断し、農振個別除外済です。お手元の資料15ページから16ページをご覧くださいと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●●、●●●●●●●●から北へ約200m、周辺は農地と住宅が棲み分けられたところですが。申請地の隣接は、水路、公衆用道路、宅地及び田に接しています。土地利用計画図から申請人による今後の糧を得るために、●●●●●●●●として転用申請に及んだものです。整地した敷地に1基180枚のパネルを設置し、敷地内電柱から西にある既設電柱へと送電する計画です。また、設備認定及び四電への契約済であり、事業の実施も確実であることから許可相当と判断するものです。

続きまして、会長提出議案第16号でございます。地区番号●、受付年月日平成29年4月3日、申請人は●●●●●●の●●様でございます。申請地は●●●●●●●●番●外2筆、台帳田、現況宅地、地積681㎡でございます。転用目的は●●、●●、●●●●で、工事着完年月日が平成9年12月1日から平成10年8月31日、農地区分は第2種農地と判断し、無断転用の是正で、農振個別除外済です。お手元の資料17ページから18ページをご覧くださいと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●●、●●●●●●●●から東へ約2km、周辺は山林が迫る、山深いところに位置し、申請地の隣接は、河川、山林、水路、公衆用道路及び原野に接しています。土地利用計画図から平成4年頃先代からの相続による取得から、当該地周辺の自己保有山林の管理を容易に行うための●●●●●●、●●●●●●1棟66㎡、●●●●●●1棟24㎡、●●●●●●2棟44㎡を確保したものを、今回は是正を行うものです。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましても先日小委員会にて現地確認等を行っておりますので、小委員長のご報告を求めます。

寒川巧委員長 農地法第4条について報告致します。6件の内、無断転用の是正が3件あります。6件の内訳として、●●●●●●●●が2件、●●●●●●が1件、●●●●●●が1件、●●●●●●が1件、●●●●●●が1件です。第3小委員会では、いずれも問題ないと判断しております。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長） 小委員長の報告が終わりました。議案第12号を除く議案第10号から第16号につきましても、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号を除く議案第10号から第16号につきましてもお諮り致します。議案第12号を除く議案第10号から第16号について異議ありませんか。

●西側に位置し、申請地の隣接は、市道、県道、水路及び田に接しています。建築外構図から本庁舎が災害の影響を受けやすいことから、災害対策本部のバックアップ施設としての●●●●●建1棟1319.51㎡を建築したく転用申請に及んだものです。代替地の比較検討も適正に行われていること、地元水利組合をはじめ、土地改良区及び隣接農地所有者の同意及び開発行為許可申請書も提出されていることから、許可相当と判断するものです。

続きまして、会長提出議案第24号、地区番号は●、受付年月日平成29年4月3日、譲渡人は、●●●●●●●●●●の●●●●●様から譲受人は、●●●●●●●●●●の●●●●●様でございます。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積は、492㎡でございます。転用目的は、●●●●●で、工事着完予定年月日が、平成29年6月1日から平成29年8月31日で、●●●●●●●●●●で、農地区分は、第2種農地と判断し、農振個別除外済です。お手元の資料32ページから33ページをご覧いただきたいと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●●、●●●●●●から東へ約290m、●●●●●●●●●●●●の東側に位置し、申請地の隣接は、市道、農道及び田に接しています。土地利用計画図に記載されていますように、申請人は、昨年5月許可により乳牛の増頭を図っていることから、●●●●●不足を解消するために、牛舎隣接地の当該地を整地し敷地拡張し●●●●●として転用申請に及んだものです。地元水利組合をはじめ、土地改良区及び隣接農地所有者の同意も得られていることから、許可相当と判断するものです。

続きまして、会長提出議案第25号、地区番号は●、受付年月日平成29年4月3日、譲渡人は、●●●●●●●●●●の●●●●●様から譲受人は、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様でございます。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積は、344㎡でございます。転用目的は、●●●●●で、工事着完予定年月日が、平成29年5月28日から平成29年8月31日で、●●●●●●●●●●で、農地区分は、第2種農地と判断し、農振個別除外済です。お手元の資料34ページから35ページをご覧いただきたいと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●●、●●●●●●から西へ約410m、●●●●●●●●●●●●の東側に位置し、申請地の隣接は、市道及び田に接しています。土地利用計画図に記載されていますように、申請人は、東讃地域を中心として高齢者等支援施設を運営している法人であり、昨年11月に地域密着型介護施設を開設し、デイサービス事業及び地域住民への娯楽室を開放していることなどから、来客者の●●●●●不足を解消するために、当該地を盛り土10cm、法面敷き固めを施し●●●●●●●として転用申請に及んだものです。地元水利組合をはじめ、土地改良区及び隣接農地所有者の同意も得られていることから、許可相当と判断するものです。

続きまして、会長提出議案第26号、地区番号は●、受付年月日平成29年4月3日、譲渡人は、●●●●●●の●●●●●様から譲受人は、●●●●●の●●●●●様でございます。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積は、238㎡でございます。転用目的は、●●●●●で、建築面積が、63.25㎡、工事着完予定年月日が、平成29年7月1日から平成29年10月31日で、●●●●●●●●●●の●●●●●で、農地区分は、第2種農地と判断し、農振個別除外済です。

9年4月3日、譲渡人は、●●●●●の●●●●●様から譲受人は、●●●の●●●●●様でございます。申請地は、●●●●●番外4筆、台帳地目は畑1筆と田4筆、現況地目は5筆とも宅地、地積は5筆で、1495㎡でございます。転用目的は、●●●●●、●●、●●で、工事着完年月日が、昭和63年4月1日から平成1年4月1日で、●●●●●で、農地区分は、第2種農地と判断し、無断転用で併せ利用地が有り、農振個別除外済です。お手元の資料42ページから45ページをご覧くださいと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●から南東へ約700m、第29号は●まる西側に位置し、申請地の隣接は、農道、水路、畑及び山林に接しています。土地利用計画図に記載されていますように、申請人は、市内を中心とした、●●●●●、●●及び●●を主として営む法人であり、土地利用計画図に記載されていますように、郊外に事務所があることから最寄の公共交通機関がなく、車等による通勤手段しかなく、このため従業員の駐車場不足を解消するために昭和63年頃に止むを得なく、事務所隣接地にあたる当該地に●●●10区画確保したものです。また、議案30号案件につきましては、当案件の●●東側に位置し、土地利用計画図に記載されていますように、同時期に●●●●●1棟146.59㎡、●●●●2棟186.21㎡、●●●●1棟4㎡、車両総数24台建築等しており、今回是正を行うものです。

続きまして、会長提出議案第31号、地区番号は●、受付年月日平成29年4月3日、譲渡人は、●●●●●の●●●●●様から譲受人は、●●の●●●●●様でございます。申請地は、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積は、764㎡でございます。転用目的は、●●●で、工事着完予定年月日が、平成18年4月10日から平成29年9月30日で、●●●の●●で、農地区分は、第2種農地と判断し、無断転用で併せ利用地が有り、農振個別除外済です。お手元の資料46ページから47ページをご覧くださいと思います。場所の方でございますが、さぬき市●●●●●、さぬき市●●●●●から南東へ約430m、●●●●●の南側に位置し、申請地の隣接は、宅地、田、農道及び水路に接しています。土地利用計画図に記載されていますように、申請人は、東讃地域で●●●●●を展開している法人であり、当該地の隣接地で生活支援センターとして障害児自立支援施設店舗があり、県道沿いにある立地条件から、店舗南側に当施設の職員、園児の送迎用等の駐車場を確保したく、今般、転用申請に及んだものです。地元水利組合をはじめ、土地改良区及び隣接農地所有者の同意も得ております。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましても先日小委員会にて現地確認等を行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川巧委員長

農地法5条について、報告いたします。15件案件が提出されておりました。土地の区分は、第2種と第3種のもので、15件の内3件が無断転用の是正です。権利の内訳として、●●が11件、●●●●●の●●が3件、●●●の●●が1件となっています。転用目的の内訳として、●●が1件、●●●●●が1件、●●

●●●が1件、●●●●が1件、●●●●が3件、●●●●●が1件、●●●●が3件、●●●●●が3件、●●●●●●●が1件となっています。現地を確認したところ、無断転用の是正も併せて、止むを得ないと第3小委員会では、判断しております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 小委員長の報告が終わりました。議案第17号から第31号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

新田委員 29号、30号について、農振除外の時にどのような審議をしたのか。無断転用であるのに農振除外できたのか。その後、どのような指導をしているのか。公共の仕事をしているのでは、ないのか。簡単に農振除外できるものなのか。

寒川巧委員長 現地を確認したところ駐車場として利用していましたが、管理事務所、倉庫として利用していました。周りが山で、農地も自分の所有であり、30数年前、●●●●の時から清掃活動をしており、今回、改めて無断転用の是正が提出されているものです。5条申請と同様な書類の提出もあり、運営委員会としては、止むを得ないと判断しました。

新田委員 こんな内容は、ないのではないかと。

寒川巧委員長 池を挟んで、右側の山のそばが駐車場となっている。事務所、倉庫も山のそばで、自分の土地に建てている。

新田委員 農振除外のその後の指導は、何か出ていないのか。許可になったのか。

事務局 農振除外の承認については、今年の2月にいただいています。

新田委員 こんなことしていたのでは、だめだと思う。ひどすぎると思う。今後どのようにするのか、課題としておくので、執行側の判断となる。運営委員長は、判断できないでしょうね。

寒川巧委員長 はい。私は、できません。

新田委員 同じ長尾でもだめでしょうか。

寒川巧委員長 是正しておかなければならないと思いましたが。

新田委員 これをしていたら他の人がなんで、できないのかとなるので。この件は、もういいです。

議長（会長）	他に質問ありませんか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第17号から第31号につきましてお諮りします。議案第17号から第31号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案の通り認めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、日程第6。農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第32号を上程致します。なお、今月の議案の整理番号1番、8番、18番が蓮池委員、芳竹委員、十川委員の関係議案になりますので、除席対象となりますので、後で別審議と致します。では事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の中で訂正があります。議案書の11ページですが、整理番号7番の始期、終期で、終期を平成39年4月30日の10年と訂正をお願いします。 議案書の10ページをお開き下さい。 先程会長が言われたように、蓮池委員、芳竹委員、十川委員の議案を除いて38件です。個人が19件、法人が11件、中間管理機構が8件となっております。38件の内新規が13件、再設定が25件で、内賃貸借権が11件、使用貸借権が27件でございます。なお、賃貸借権の内訳としまして、現金が4件で3,000円から10,000円、物納が7件となっております。尚期間は10年6件、8年1件、7年1件、6年11件、5年10件、3年8件、1年1件となっております。 以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本件につきましては案件が多いので一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑ある場合は整理番号指定の上ご発言願います。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案32号について、整理番号1番、8番、18番以外のものについて、原案の通り認めることとして宜しいでしょうか。
全委員	「はい。」との声あり。
議長（会長）	では、原案の通り認めることと致します。続きまして、蓮池委員、芳竹委員、十川委員の関係議案になりますので、整理番号1番、8番、18番の審議に入ります。

議長（会長）	蓮池委員、芳竹委員、十川委員の退席を求めます。 （蓮池委員、芳竹委員、十川委員・・・退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	委員さんの議案については、蓮池委員の新規が1件となっており、3年の使用貸借権です。芳竹委員と十川委員の関係する農事組合法人さぬきグリーンファームの件に関しては更新が1件で、6年の使用貸借権となっております。芳竹委員の件に関しては更新が1件で、10年の使用貸借権となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	なければ原案の通り認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「はい。」との声あり。
議長（会長）	では原案の通り承諾致します。 退席されている蓮池委員、芳竹委員、十川委員の再入場を認めます。 （蓮池委員、芳竹委員、十川委員・・・再入場、着席）
議長（会長）	それでは、ただ今農用地利用集積計画が認められたので、追加議案として農用地利用配分計画を上程したいと思います。如何でしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	暫時休憩いたします。
議長（会長）	再開致します。 それでは、会長提出追加議案第1号。農用地利用配分計画の承認について、を追加議案致します。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、今お配りした配分計画をご覧ください。今月の農用地利用配分計画に関しましては27議案ございます。貸付先は個人が11人、法人が16法人で、全て区域内となっております。設定する権利等については貸借権が6件、使用貸借権が21件でございます。期間は10年が7件、6年が13件、3年が7件となっております。利用内容については水稻、麦が中心となっております。

アールの計画です。以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案につきましても先日小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川巧委員長 ご報告申し上げます。新規の方については、ヒアリングを行っております。2人とも意欲満々で、頑張ると言うことで、小委員会では認定農業者としても妥当ではないかということになりました。ご審議お願いします。以上です。

議長（会長） 小委員長の報告が終わりました。議案33号について、2番以外について、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について議案第33号の2番以外についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、原案の通り承認することと致します。
続きまして、●●委員の関係する番号2について審議します。●●委員の退席を求めます。

（佐藤委員・・・退席）

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第33号の2番です。●●●●様で、住所は、●●●●●●●●●●●●●●●●番地、昭和●●年●●月●日生まれです。現在●●歳です。営農類型の方は、水稻、麦、露地野菜です。経営改善の方向の概要ですが、近年高齢農家や兼業農家より、農作業の受託、農地の使用貸借の要請が増大したため、近隣農家の農地を集積して経営規模の拡大を図る。新たに麦とニンニクの栽培に取り組み、所得向上を目指すこととなっています。作物、部門別ですが、現在が水稻120アール、麦が0アール、ニンニク0アールで、5年後の目標として、水稻400アール、麦200アール、ニンニク10アールを計画しています。作業受託ですが、稲刈・乾燥を40アールを5年後は、300アール受託する計画となっています。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案につきましても先日小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川巧委員長　ご報告申し上げます。新規ということで、こちらについても、ヒアリングを行っています。小委員会では認定農業者としても妥当ではないかということになりました。ご審議お願いします。以上です。

議長（会長）　小委員長の報告が終わりました。議案33号の2番について、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、農業経営改善計画の審査について議案第33号の2番についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員　「なし。」との声あり。

議長（会長）　それでは、原案の通り承認することと致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（佐藤委員再入場）

議長（会長）　それでは、原案の通り承認することと致します。本日の議案について以上ですが日程第8、その他です。先日開催されました運営協議会の報告について運営委員長より報告をお願いします。

寒川巧委員長　4月14日金曜日に午後1時30分から運営委員に集まってもらいました。内容として、議案1の農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦、応募状況結果について、議案2として、平成29年度総会資料についてを協議しております。これから新しい農業委員会が7月から始まります。いろいろな案件がありますが、運営委員にご協力をいただきいろいろなことをご審議いただいております。新しい農業委員会が、少しでもよくなるように頑張ってくださいと言う皆さんのご意見があり、お聞きしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（会長）　ありがとうございました。
以上をもちまして、平成29年4月農業委員会定例会を閉会致します。
慎重なるご審議有難うございました。

(15時02分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農用地利用配分計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・35名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 番

署名委員 3 番